

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

肖像等の取扱規程

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）が選出した日本代表チーム等として編成された選手等の肖像等の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「日本代表チーム等」とは、本連盟が編成する全日本強化チームをいう。
- (2) 「日本代表チーム等の選手等」とは、本連盟が日本代表チーム等のメンバーとして選考した選手、強化スタッフ（監督、コーチ、トレーナー、マネージャー）をいう。
- (3) 「大会等」とは、日本代表チーム等の選手等として参加・活動している国内大会、国際大会、練習、合宿、遠征、セミナー等をいう。
- (4) 「肖像等」とは、人の容貌、姿態、氏名、愛称、役職、署名、サイン、音声、記録等をいう。
- (5) 「日本代表チーム等の選手等としての肖像等」とは、一般的に見て、日本代表チーム等の選手等として活動していると認識され得る場面における、当該選手等の肖像等をいう。

（肖像等の管理）

第3条 本連盟は、日本代表チーム等の選手等としての肖像等を本規程に従って適正に管理するものとする。

（本連盟等による肖像等の利用）

第4条 本連盟は、日本代表チーム等の選手等としての肖像等を、本連盟の広報およびプロモーション活動ならびに有償販売または無償提供するグッズ、デジタルコンテンツその他の商品等に使用し、または第三者に使用を許諾することができる。

- 2 日本代表チーム等の選手等は、本連盟および本連盟が許諾する企業・団体・報道機関等の第三者が前項による使用を目的として写真撮影、動画撮影、インタビュー、サインその他の肖像等の制作への協力を求めたときは、これに無償で協力しなければならない。
- 3 前項のほか、日本代表チーム等の選手等は、本連盟および本連盟が許諾する企業・団体・報道機関等の第三者が次の各号の行為を行うことにつき、何らの権利を有しておらず、異議を述べない。

- (1) 大会等に関連して日本代表チーム等の選手等の肖像等を撮影し、記録し、自らの肖像等が報道、放送・配信されること。
- (2) 大会等に関連して日本代表チーム等の選手等に肖像等を作成させること。
- (3) 前二号により撮影、記録または作成した肖像等を大会パンフレット、機関誌、新聞、雑誌、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利、非営利を問わず利用すること。
- (4) 企業CM等での使用の際、第1号および第2号により撮影、記録または作成した肖像等を含む画像、映像の編集、加工をすること。

(5) 第1号および第2号により撮影、記録または作成した肖像等を有償で譲渡すること。

4 日本代表チーム等の選手等は、前三項による肖像等の利用について、本連盟に対し名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。

(日本代表チーム等の選手等による肖像等の利用)

第5条 日本代表チーム等の選手等は、本連盟の事前の書面による承諾のある場合を除き、大会等に関連して撮影、記録または作成した自己の肖像等を第三者に利用させてはならない。ただし、本人またはその家族が私的に利用する場合を除く。

(本規程の承諾)

第6条 日本代表チーム等の選手等は、日本代表チーム等の選手等として選考されるに際し、本連盟が別途指定する方法により、本規程を遵守する旨の承諾をするものとする。

(権利の侵害)

第7条 本連盟、日本代表チーム等の選手等は、日本代表チーム等の選手等の肖像等に関する権利を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

(本規程に属さない事項)

第8条 本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本連盟の事務局で協議し、理事会の決定により解決するものとし、日本代表チーム等の選手等は当該決定に従うものとする。

(改廃)

第9条 本連盟は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、別段の定めがある場合を除き、改訂前に撮影または記録された肖像等も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

(違反時の措置)

第10条 日本代表チーム等の選手等が本規程に違反したときは、本連盟は、損害賠償請求等の法的措置その他本連盟が相当と認める措置をとることができる。

附則

本規程は、令和6年5月29日より施行する。